

長崎県海岸漂着物対策推進計画



～ごみのない美しい海岸を目指して～

平成 22 年 10 月

 長 崎 県

はじめに

多くの入江や岬などからなる本県の海岸は、美しい自然景観を形成し、県民生活と生産活動を支える自然の恵みをもたらすとともに、多種多様な生物が生息・生育する貴重な場でもあるかけがえのない財産です。

私たちは、この美しく豊かな海岸を守り続け、将来の世代へ引き継いでいかなければなりません。

しかしながら、近年、私たちの生活に起因する多くのごみが漂着しており、生態系を含む海岸の環境悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、それらによる漁業への影響などが危惧されています。

そのような中、海岸における良好な景観と環境を保全するための「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が平成21年7月に施行され、この法律に基づき、本県における総合的な海岸の環境の保全を図るため「長崎県海岸漂着物対策推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、県民、事業者、行政等が相互に協力・連携して「ごみのない美しく豊かな自然あふれる海岸」を目指した取組を推進することによって、本県海岸の良好な景観や多様な生態系の確保等に努めてまいります。

結びに、これまでボランティアで漂着ごみの回収活動等に携わってこられた皆様、本計画の策定にあたり熱心にご協議いただきました長崎県海岸漂着物対策推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

平成22年10月

長崎県知事 中村 法道

目 次

長崎県海岸漂着物対策推進計画の目的	1
長崎県の海岸の現状	1
1 海岸の利用状況等	1
2 長崎県における海岸漂着物の状況	3
長崎県における海岸漂着物対策の基本方針	4
1 海岸漂着物の円滑な処理の推進	4
2 海岸漂着物の効果的な発生抑制	6
3 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	8
4 国際協力の推進	9
5 その他の海岸漂着物対策	9
海岸の将来像・基本目標	11
1 海岸の将来像	11
2 基本目標	11
長崎県海岸漂着物対策推進計画の進行管理と見直し	11
1 計画の進行管理	11
2 計画の見直し	11
海岸漂着物対策を重点的に推進する区域	12
1 重点区域の選定方法	12
2 重点区域	13
重点区域に関する海岸漂着物対策	14
1 海岸漂着物の処理	14
2 海岸漂着物の発生抑制	15
3 環境教育及び普及啓発	15
関係者の役割分担及び相互協力	16
その他の海岸漂着物処理推進対策	17
1 モニタリングの実施	17
2 災害等の緊急時における連絡体制等	17
重点区域一覧	
重点区域一覧表	18
重点区域位置図	21
1 有明海沿岸	22
2 橘湾沿岸	23
3 西彼杵沿岸	24
4 大村湾沿岸	25
5 松浦沿岸	26
6 五島沿岸	27
7 壱岐沿岸	29
8 対馬沿岸	30

長崎県海岸漂着物対策推進計画の目的

長崎県は、日本列島の西端に位置し、島の数（約 600 島）が全国第 1 位、海岸線総延長約 4,200km と、北海道に次ぐ全国第 2 位の長さを有しており、また、黒潮から派生する対馬暖流による海流の影響も受けやすい地形的な特性から、毎年多くのごみが漂着し、景観、自然環境、水産資源、観光等への影響が深刻な問題となっている。

このため、本県では、平成 14 年 10 月に県・市町村・関係団体で構成する「長崎県漂流・漂着ごみ問題対策協議会」を設置し、平成 16 年 3 月に「長崎県漂流・漂着ごみ問題対策指針」、平成 18 年 3 月に「長崎県漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画」を策定して漂流・漂着ごみ問題対策に取り組んできたところである。

しかしながら、漂着ごみ⁽¹⁾は取り除いても毎年繰り返し漂着することから、離島地区などでは、ごみが多量に堆積する海岸も発生しているところである。

このため、平成 21 年 7 月に制定された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下、「海岸漂着物処理推進法」という。)第 14 条に基づき、地域の特性を踏まえた回収及び処理方法、発生抑制対策、並びに関係者の役割分担と相互協力を確立するための「長崎県海岸漂着物対策推進計画」(地域計画)を策定し、海岸漂着物対策を推進することで、海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等総合的な海岸の環境の保全を図るものである。

長崎県の海岸の現状

1 海岸の利用状況等

本県の海岸は、大村湾や多くの半島、五島、壱岐、対馬を始めとする島々からなる変化に富んだ長く複雑な海岸となっており、それらの海岸は美しい景観を形成していることなどから、西海国立公園、壱岐対馬国定公園、玄海国定公園等の国立・国定・県立公園に指定されるなど、その豊かで風光明媚な情景は、本県の重要な観光資源となっている。

また、これらの海岸では、ペーロン大会・トライアスロンなどのイベント、ダイビング・ジェットスキーなどのマリンスポーツ、ブルーツーリズムなどの体験活動・学習活動等に幅広く利用され、人々の集い・憩いの場となっており、また、各所に見られる入江には、多くの離島航路の港や漁港が整備され、県民の生活にとって重要不可欠なものとなっている。

.....
1：海岸漂着物：海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。 = 漂着ごみ
海岸漂着物等：海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。
本計画においては、「海岸漂着物等」を「海岸漂着物」と表記する。
漂流ごみ：海岸に漂着せず、海域を浮遊しているごみその他の汚物又は不要物をいう。

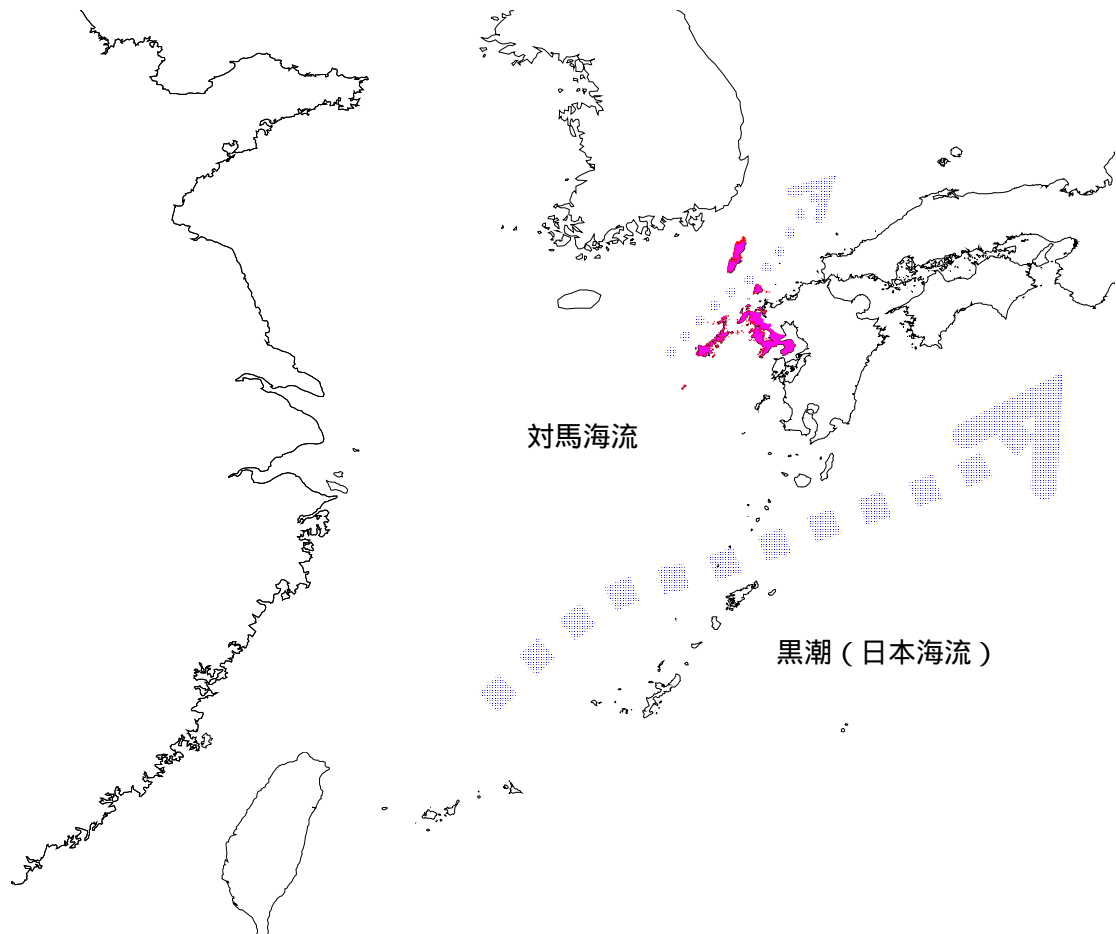


図 1-1 長崎県の位置・海流の状況

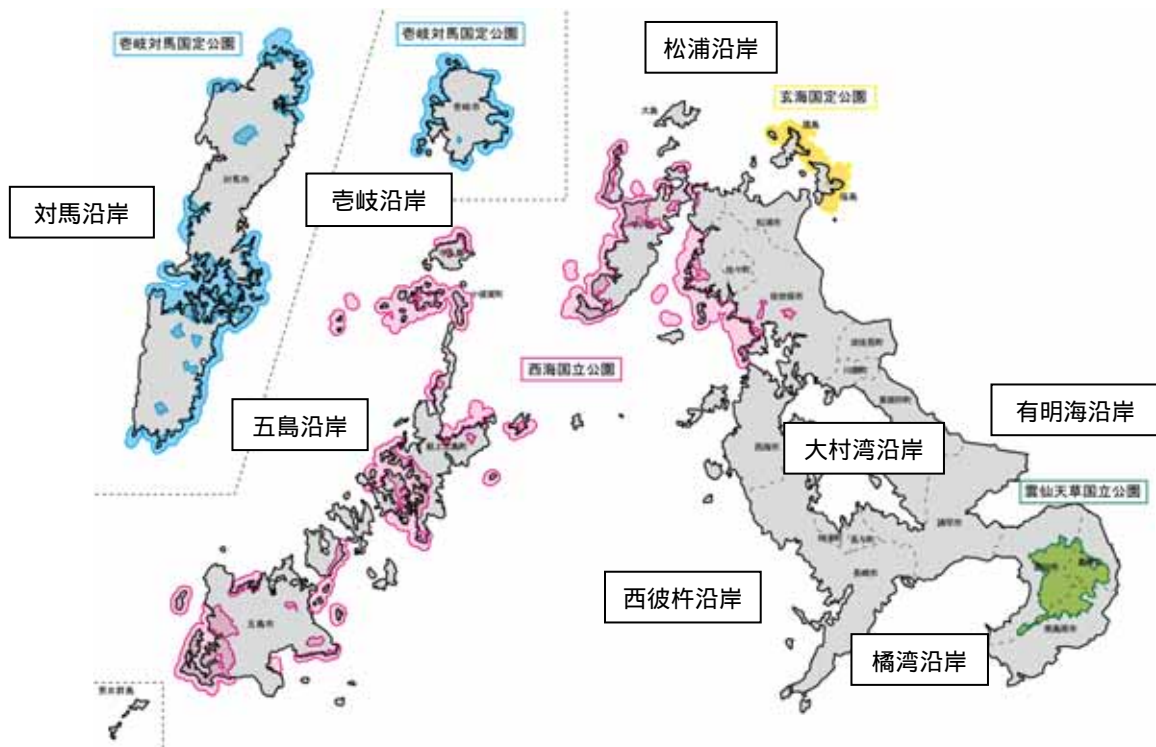


図 1-2 長崎県の沿岸の状況⁽²⁾

2：長崎県沿岸海岸保全基本計画では6沿岸に区分されているが、本計画では、長崎県沿岸海岸保全基本計画の五島・壱岐・対馬沿岸に細分化し、8沿岸としている。

2 長崎県における海岸漂着物の状況

(1) 海岸漂着物量(推計)

約 80,000 m³ (約 9,000 t)

平成 22 年 1 月 ~ 3 月の実態調査結果に基づく推計

【推計方法】

- ・ 県下全域の海岸から 55 箇所の調査区 (10m x 10m) を均等に抽出し、海岸漂着物量を計測。
- ・ 調査結果から各調査区の海岸 1 m あたりの量を求め、ブロックごとに属する調査区域データに海岸延長を乗じて算出。

(各ブロックの推計方法算式)

$$\text{ブロックの海岸漂着物量推計} = \frac{\text{調査区における漂着量}}{10 (\text{m})} \times \text{ブロックの海岸延長}$$

- ・ 各ブロックごとの推計を合算し、県計を求めた。

(2) 海岸漂着物の漂着状況

外国由来漂着物の状況

- ・ ペットボトル 約 80% (中国 43%、韓国 19%、その他 18%)
 - ・ ライター 約 75% (中国 48%、韓国 26%)
- H19 ~ 20 年度「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」(環境省) 結果 (対馬市上県町越高海岸・志多留海岸)
国籍不明のものは除く。

廃ポリタンクの漂着状況 (回収実績のみ)

- ・ H21 年度 全国総数 22,194 個、長崎県沿岸 4,854 個 (総数の 22% 全国 1 位)
- ・ H20 年度 全国総数 16,959 個、長崎県沿岸 2,477 個 (総数の 15% 全国 1 位)
- ・ H19 年度 全国総数 43,034 個、長崎県沿岸 7,536 個 (総数の 18% 全国 1 位)

過去に大量に漂着したごみの事例 (回収実績のみ)

- ・ 流木 (平成 18 年 7 月)
回収量 77,909 本 (14 市町) 撤去・処理量 11,082 m³
- ・ 医療系廃棄物 (平成 18 年 8 月 ~ 12 月)
漂着量 : 5,369 個 (内 17 個に中国語等の表記)
内訳 : 注射器 1,797 個、バイアル瓶 2,627 個、試薬瓶 860 個、その他 85 個

長崎県における海岸漂着物対策の基本方針

海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、以下の事項を基本として、本県における今後の海岸漂着物の円滑な処理及び海岸漂着物の発生抑制を図る。

1 海岸漂着物の円滑な処理の推進

現に海岸漂着物が集積している海岸の清潔の保持に努めるとともに、県、市町、海岸管理者等は連携して海岸漂着物の円滑な処理を図る。

(1) 海岸管理者等⁽³⁾の処理の責任等

海岸管理者等の処理責任

海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物の処理のため必要な措置を講じる。

なお、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担のもとに実施する。

また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者(占有者がない場合には管理者。以下、「占有者等」という。)は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるように努める。

市町の協力義務

市町は、海岸漂着物の処理に関し、必要に応じて海岸管理者等と連携して海岸漂着物の回収を行うことや、回収された海岸漂着物を市町・一部事務組合の廃棄物処理施設で処分すること等、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者等に協力する。

(2) 市町の要請

市町は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物が存することに起因して地域住民の生活等に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

なお、要請を受けた海岸管理者等は、必要があると判断する場合、海岸漂着物の処理のため必要な措置を講じる。

(3) 地域外からの海岸漂着物に対する連携等

他県への協力の求め

県は、海岸漂着物の多くが他県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該県知事に対して、海岸漂着物の処理やその発生抑制等に関して協力を求める。

また、海岸管理者等の要請に基づく場合のほか、他の県知事の協力を必要とす

3 : 「海岸管理者等」とは、海岸法第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

る状況が生じていると判断する場合には、海岸管理者等の意見を聴いた上で、他の県知事に協力を求める。

他県への協力

県は、他県から協力を求められた場合には、その趣旨を踏まえて必要があると判断した場合、海岸漂着物の処理及びその発生抑制等のために所要の措置を講じる。

(4) 海岸漂着物の適正処理等

海岸漂着物の適正処理

県、市町、廃棄物処理事業者等は、回収された海岸漂着物等について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき生活環境の保全上支障がないように適正に収集、運搬及び処分を行う。

不法投棄物の適正処理

県及び市町は、海岸漂着物が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合は、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づく原状回復の措置の命令や行政指導など、当該原因者の責任においてその処理がなされるよう必要な措置を講じる。

船舶等から流出した油等の措置

船舶等から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下、「海洋汚染防止法」という。）等に基づいて防除措置等の適切な実施を図る。

災害廃棄物等の適正処理

県、市町及び海岸管理者等は、災害等に起因し大規模に漂着した流木やごみ等の海岸漂着物の処理について、国と連携し長崎県地域防災計画等に基づく緊急的な処理が円滑に実施できるように努める。

国への協力の求め

県は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずる恐れがあると特に認める場合は、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求める。

(5) 県における技術支援等

県は、海岸管理者等や海岸の土地の占有者等による海岸漂着物の円滑な処理が推進されるよう、海岸管理者等に対して海岸漂着物の処理に必要な資料及び情報の提供、技術的支援等を行う。

また、市町が海岸漂着物の処理に関して海岸管理者等に協力する場合には、県は、海岸管理者等への技術支援等の一環として、当該市町に対しても技術支援等を行う。

.....

(6) 廃棄物処理施設の整備の推進

県は、海岸漂着物の円滑かつ適正な処分を行うため必要と認められる廃棄物処理施設の整備を推進し、必要な助言等を行う。

2 海岸漂着物の効果的な発生抑制

本県の漂着ごみの特徴として、離島地域においては外国由来のごみが多く見られるが、その他の地域においては、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着する本県由来のごみが多数と考えられる。これらの海岸漂着物には、洪水や台風等の災害によって流木等が漂着する場合もあるものの、大半は県民生活に伴って発生するごみ等が海岸に漂着することにより生じるものであり、県民の環境保全に対する意識を高める必要がある。

また、本県が日本の西端に位置していることに留意し、関係国^(4)、他県等の海岸漂着物の発生原因とならないように努める必要があることから、以下の事項を基本として、ごみの排出を抑制する。

(1) 4 R の推進による循環型社会の形成

県は、4 R (リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)^(5)の推進を図り、県内における廃棄物の発生抑制と廃棄物の適正な処分を確保することによって循環型社会の構築に努め、生活に伴って発生した海岸漂着物となり得るごみ等の発生抑制を図る。

(2) 発生の状況及び原因に関する実態把握

海岸漂着物に関する調査

県、市町及び海岸管理者等は、海岸漂着物の発生の状況や原因を把握するため必要な調査を行うよう努める。

情報の共有

県、市町及び海岸管理者等は、海岸漂着物の発生の状況や原因等の調査の結果等について、関係者間で情報を共有するとともに、インターネット等を活用して積極的に県民に広報し、海岸漂着物の問題に関する普及啓発に努める。

また、海岸漂着物の実態について、民間団体等や学識経験者による各種調査活動の結果を収集・整理し、施策に活用するように努める。

(3) ごみ等の適正な処理等の推進

県、市町及び県民は、適正に処分されていない生活系ごみの一部が、海域に流出することを抑制するため、日常生活に伴うごみの適正処理並びに発生抑制に努める。

また、事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物のリサイクル等に努めるとともに適正処理を図る。

.....

4 : 「関係国」とは、日本の周辺国及び関係する国又は地域をいう。

5 :

4 R {	Refuse (リフューズ) : ごみになるものを断る	例 : マイバック持参によるレジ袋の削減
	Reduce (リデュース) : ごみの発生抑制	例 : 生ごみの堆肥化、エコクッキング
	Reuse (リユース) : ごみの再利用	例 : リターナブル瓶の再利用
	Recycle (リサイクル) : ごみの再生利用	6	例 : 空缶、ペットボトルのリサイクル

(4) ごみ等の投棄の防止等

不法投棄に関する規制措置の実施

県、市町及び海岸管理者等は、海岸漂着物の発生抑制を図るため、陸域や海域におけるごみ等の不法投棄防止対策を講じる。ごみ等の不法投棄については、廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき規制されていることから、県及び市町は不法投棄に関する規制措置の適切かつ着実な実施に努める。

県民の意識の高揚とモラルの向上

県、市町及び海岸管理者等は、県民に対して海岸漂着物問題の周知を図り、不法投棄、散乱防止に係る環境教育等を実施するとともに、インターネット、パンフレット等を活用して啓発を行い、県民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上に努める。

陸域等における投棄の防止

県及び市町は、ごみ等の投棄の防止を図るため、市街地、森林、農地、河川、海岸等、我々の日常の暮らしに関わる場所において、それぞれの発生原因の特性に応じて必要な措置を講じる。

また、河川等のパトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努める。

(5) ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止

県民及び事業者は、その所持する物が水域等への流出又は飛散しないように、その所持する物や管理する土地を適正に管理し海岸漂着物の発生抑制に努める。

また、県及び市町は土地の管理者等に対し、土地の適正管理等について必要な助言、指導を行う。

イベントや露天の営業等、一時的な事業活動が行われる土地の占有者又は管理者は当該事業活動を行う事業者に対して、事業活動に用いる器材等の適切な管理やごみ等の適正な処分に関し、必要な要請を行うことによりこれらの事業に伴って生じるごみ等の流出又は飛散の防止に努める。また、県及び市町は土地の管理者、事業者等に対して、器材等の適正管理等について必要な助言、指導を行う。

(6) 海域における漂流物等の回収対策の推進

県、市町及び海岸管理者等は、海岸漂着物の起因となる海域に漂流する流木や漂流ごみ等、海底に堆積又は散乱するごみ等（以下、「海底の堆積物」という。）について、国の施策を踏まえ、関係機関と連携・協力して漂流物の回収対策の推進に努めるとともに、浅海域における海底の堆積物の回収対策の推進に努める。

.....

3 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

県、市町、県民、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組みを進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ連携・協力する。

(1) 県民、民間団体等の積極的な参画の促進

県、市町及び海岸管理者等は、県民、民間団体間等の連携・協力、積極的な参画が円滑にできるように、海岸漂着物処理の推進における県民の意識の高揚に努め、ボランティアに関する情報の提供等を行う。

(2) 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

県、市町及び海岸管理者等は、県民や民間団体等との連携・協力を際し、その自発性や主体性を尊重する。

また、様々な主体の相互理解や信頼関係の下に自発的な意欲をもって活動に参加し、相互に連携するため県及び市町は、各主体間における公正性や透明性の確保に配慮する。

(3) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

民間団体等との緊密な連携

県、市町及び海岸管理者等は、海岸漂着物対策の推進にあたり、地域に貢献するとともに重要な役割を果たしている民間団体等と緊密な連携体制を確保する。

また、広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援等を行うとともに、技術支援や各種の助成制度等に関する情報の提供を行い民間団体等の活動の支援に努める。

民間団体等の経験や技術等の活用

県、市町及び海岸管理者等は、長崎県海岸漂着物対策推進協議会等の機会を活用して民間団体等と連携を図ることによって、海岸漂着物対策に係る経験や技術、ネットワーク等を施策に活用するように努める。

また、県は、国が設置する海岸漂着物対策専門家会議における情報等について、市町や民間団体等に情報提供を行う。

民間団体等の活動における安全性の確保

県、市町及び海岸管理者等は、民間団体等が実施する海岸漂着物の回収に際し、医療廃棄物やガスボンベ等の海岸漂着危険物に対する安全性の確保を図るため、必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及、技術的支援、助言等を行い回収における安全性の確保に努める。

4 国際協力の推進

長崎県における外国由来の海岸漂着物や関係国における日本側（長崎県）が起因となる海岸漂着物については、相互の共通の課題であることから、国の外交上の対応と連携し、課題の解決に努めるとともに、県内で行われている取り組みの充実を図る。

（１）関係国間の政策対話等への協力

県、市町及び海岸管理者等は、外国由来の海岸漂着物について、関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図るため、国が行う関係国への働きかけ等に協力する。

（２）関係国への要請の実施等

県、市町及び海岸管理者等は、外国由来の海岸漂着物について、国が実施する関係国に対しての原因究明や対策の実施要請・協議等に協力する。

また、近年、大量に漂着している廃ポリタンクや医療廃棄物である海岸漂着危険物について、漂着状況の把握に努め、遅滞なく国に情報提供を行う。

（３）民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携

県、市町及び海岸管理者等は、国が実施する国際協力の推進並びに民間団体等や学識経験者による国際的な活動との連携に協力する。

また、対馬市における韓国学生との海岸清掃など、地域における国際的な活動についても、継続的な取り組みの充実を推進する。

5 その他の海岸漂着物対策

（１）環境教育及び普及啓発

県、市町及び海岸管理者等は、県民の意識の高揚とモラルの向上や、海岸漂着物の排出抑制を図るため、その現状、処理・発生抑制対策、国際協力等の各種施策に係る環境教育、普及啓発を実施する。

環境教育の推進

県、市町及び海岸管理者等は、海岸での清掃活動等体験活動を含めた環境教育を行うなど、海岸漂着物に係る現状、海岸の環境保全等に関する教育や学習の振興に努める。

普及啓発

県、市町及び海岸管理者等は、インターネット等を活用して海岸漂着物処理の推進に係る施策等を、県民へ情報提供を行い普及啓発に努める。

環境教育及び普及啓発における民間団体等との連携

県、市町及び海岸管理者等は、活動を行う民間団体等と連携して環境教育や普及啓発に努める。

(2) 技術開発、調査研究等結果の活用及び普及
効率的・効果的な回収方法技術の活用

県、市町及び海岸管理者等は、国が推進する海岸漂着物の効率的かつ効果的な回収に向けた手法の調査研究結果等を積極的に活用するように努める。

海岸漂着物等の処分等に関する技術の活用

県、市町及び海岸管理者等は、国が推進する多種類の物質を含む海岸漂着物の適正かつ効率的な処分に係る処理技術の研究や技術開発、リサイクル技術に関する調査研究等を積極的に活用するように努める。

発生状況の調査、発生原因の究明に関する調査への協力

県、市町及び海岸管理者等は、国が推進する海岸漂着物の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する手法に係る調査研究に協力する。

調査結果等の普及等

県、市町及び海岸管理者等は、国が推進する効率的・効果的な回収方法の調査研究結果等の普及に努めるとともに、学識経験者による研究活動との連携に努める。



2010 日韓市民ビーチクリーンアップ
(日韓海峡沿岸漂着ごみ一斉清掃)
H22.5.29 対馬市 井口浜海岸

海岸の将来像・基本目標

本県が目指す海岸における将来像の実現のため、下記基本目標を柱として各種取組みを実施することにより、海岸を清潔に保ち、良好な景観、環境の保全を図る。

1 海岸の将来像

ごみのない美しく豊かな自然あふれる海岸を目指す。

2 基本目標

(1) 海岸漂着物の円滑な処理

海岸管理者等は海岸漂着物を円滑に回収・処理し、海岸の環境を保全する。

(2) 県民生活で生じる廃棄物の発生抑制

県は4Rやごみの投棄防止を推進し、廃棄物の発生を抑制することによって海岸漂着物を削減する。

(3) 外国由来の海岸漂着物の削減

日本（長崎県）と関係国の相互の課題である海岸漂着物について、国と連携した国際協力等により、海岸漂着物を削減する。

長崎県海岸漂着物対策推進計画の進行管理と見直し

1 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、県及び長崎県海岸漂着物対策推進協議会が連携・協力し進行管理を行う。

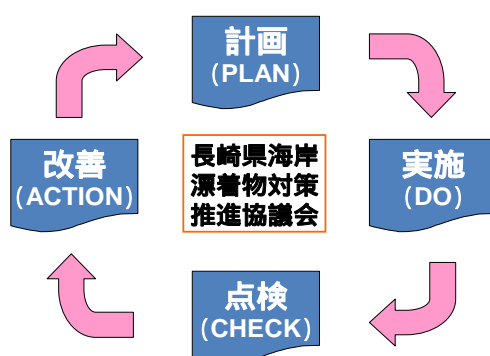


図 5-1 進行管理等フロー

2 計画の見直し

おおむね5年後に推進計画の見直しを行う。

また、県内における海岸漂着物対策の進展、回収事業結果等のモニタリング、国の新たな施策の実施等、今後の社会環境の変化に対応し必要に応じて計画の見直しを行う。

海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

1 重点区域の選定方法

国の基本方針に沿って海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下、「重点区域」という。）の選定基準を定め、選出した重点区域案を「長崎県海岸漂着物対策推進協議会」の協議に付して選定した。

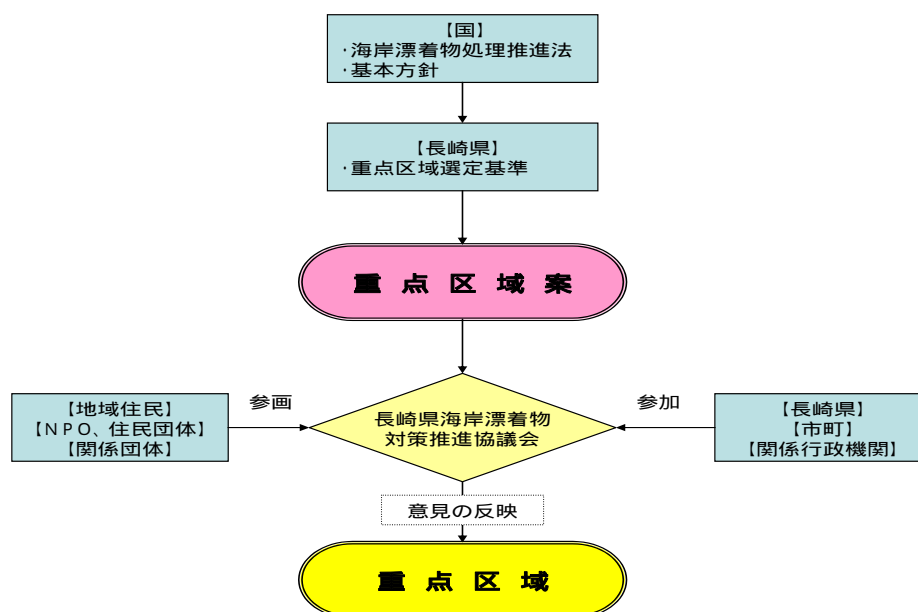


図 6-1 重点区域の選定フロー

【県の重点区域選定基準】

別表の区分1に該当する海岸であり、かつ、区分2のいずれかに該当する地域の海岸を重点区域とする。

(別表)

区分 1	区分 2
「大量の海岸漂着物が集積している海岸」又は「海岸の環境の保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性があるものが漂着している海岸」	(1)環境の保全・公衆利用等に配慮が必要と認められる海岸（*1）
	(2)離島地域の海岸（*2）
	(3)過去3年間平均で利用人口が、おおむね1万人以上の海水浴場（*3）
	(4)(1)～(3)以外に海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件、海岸の利用の状況及び経済活動等の社会的条件により必要と認められる海岸

* 1：長崎県海岸保全基本計画における海岸評価に準じる。

評価点数15点以上（18点満点）を選定

* 2：平成22年4月1日現在の有人島及び平戸地区、生月地区

* 3：長崎県調査

2 重点区域

地 域	箇所数	延 長 (k m)	備 考
本 土	7 1	約 1 , 5 0 0	左記のうち、国、県、市町管理海岸等のみ。
離 島	8 3	約 2 , 3 0 0	左記のうち、国、県、市町管理海岸等のみ。
合 計	1 5 4	約 3 , 8 0 0	

「離島」とは、五島沿岸、壱岐沿岸、対馬沿岸の数値の計。
各地域の内訳は、別紙 1 参照



重点区域に関する海岸漂着物対策

大量の海岸漂着物が海岸に集積し、海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じていることから、それぞれ地域における自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件等を踏まえ、行政だけでなく、県民、事業者、民間団体等が互いに連携・協力し、それぞれの役割分担のもと重点区域における海岸漂着物対策を継続的に実施する。

1 海岸漂着物の処理

(1) 処理対策に係る内容

海岸管理者等	回収・処理協力者	回収・処理・役割分担等の内容	時期・頻度
県 市 町	県 市 町 民間団体等	(1)回収・分別実施者 県、市町 民間団体等 (2)回収・処理の手順 資源の循環利用等を図るため、次のとおりの手順にて、市町の廃棄物処理施設、または、民間の廃棄物処理施設にて処理を行う。 回収及び分別 再使用 再生利用 熱回収 最終処分 (3)役割分担・連携等 県、市町及び海岸管理者等は、地域における民間団体等と連携し、役割分担の確立、回収に係る技術的助言等を受けるなど、効果的・効率的な回収に努める。	各地域（海岸）の状況等に応じて、景観や環境等に支障がないように、民間団体等と実施時期を調整して、計画的かつ適切な時期に実施する。

(2) 不法投棄物等の措置

廃棄物処理法その他関係法令の規定に基づき、当該原因者の責任における処理を行う。

(3) 船舶等からの流出した油や有害液体物質等の措置

海洋汚染防止法等の規定に基づき適切な防除措置を行う。

(4) 海岸漂着危険物等の措置

「海岸漂着危険物対応ガイドライン」、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を遵守して適切に処理を行うとともに、処理等の安全対策に努める。

(5) 海岸管理者等間の回収事業等の調整

地域の回収事業等の実施にあたり、調整会議等を開催するなど回収実施海岸等の調整を行う。

2 海岸漂着物の発生抑制

(1) 発生抑制対策に係る内容

事業主体	協力者	対策の内容等	時期等
<p>県</p> <p>市 町</p>	<p>国</p> <p>県</p> <p>市 町</p> <p>民間団体等</p>	<p>【対策】</p> <p>(1) 4 R の推進による循環型社会の形成</p> <p>(2) 発生の状況及び原因に関する実態の把握</p> <p>(3) ごみ等の適正処理等の推進</p> <p>(4) ごみ等の投棄の防止等</p> <p>(5) ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止</p> <p>(6) 海域における漂流物等の回収対策の推進</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県廃棄物処理計画」、「ゴミゼロながさき実践計画」等の取組みによる循環型社会の形成、ごみの適正処理、不法投棄の防止対策等を実施する。 ・インターネットや広報誌等の媒体を活用し、県民・事業者等へ周知を図る。 ・「日韓市民ビーチクリーンアップ」等の回収事業等を通じて啓発活動等を実施する。 	<p>「長崎県廃棄物処理計画」、「ゴミゼロながさき実践計画」等による計画的な実施を図るとともに、各地域の状況等に応じて、民間団体等の意見を踏まえるなど効果的な時期に実施する。</p>

3 環境教育及び普及啓発

(1) 環境教育及び普及啓発に係る内容

事業主体	協力者	対策の内容等	手法・時期等
<p>県</p> <p>市 町</p>	<p>国</p> <p>県</p> <p>市 町</p> <p>民間団体等</p>	<p>【対策】</p> <p>(1) 環境教育の推進</p> <p>(2) 普及啓発</p> <p>(3) 環境教育及び普及啓発における民間団体等の経験や技術等の活用</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県廃棄物処理計画」等の取組みによる環境教育、普及啓発等を実施する。 ・インターネットや広報誌等の媒体を活用し、県民・事業者等へ周知する。 ・「私たちのくらしと環境」(県環境部作成環境教育用冊子)に掲載するなど、環境教育の充実を図る。 	<p>「長崎県廃棄物処理計画」等により計画的な実施を図るとともに、各地域の状況等に応じて、民間団体等の意見を踏まえるなど効果的な時期に実施する。</p>

関係者の役割分担及び相互協力

1 関係者の役割分担と相互協力について

国、県、市町、海岸管理者等、民間団体等の多様な主体が、それぞれの取組み等を尊重し、適切な役割分担と相互協力によって海岸漂着物対策を推進することが重要である。

このため、各主体が相互に情報を共有し、連携・協力するためのネットワークづくりに取り組む。

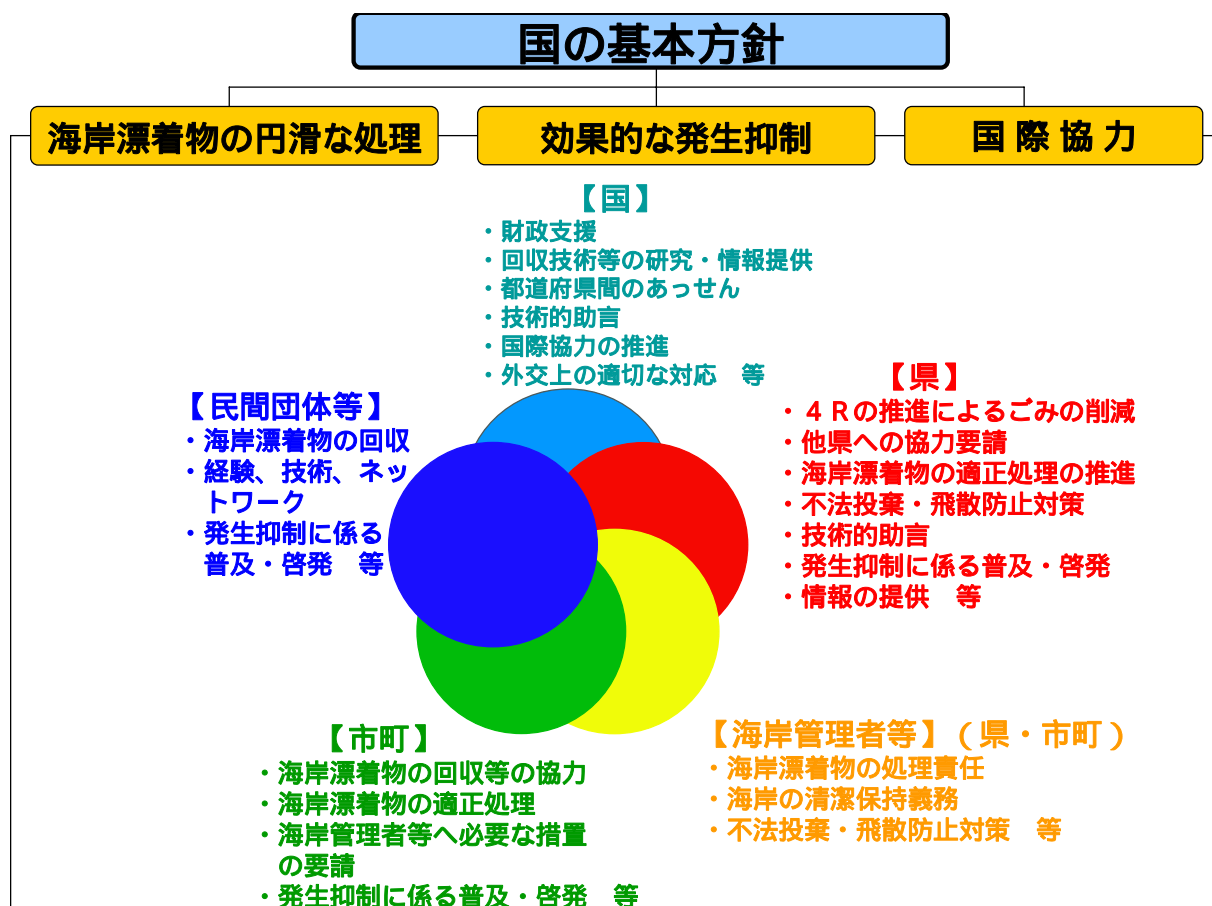


図 8-1 関係者の役割分担及び相互協力の概念図

その他の海岸漂着物処理推進対策

1 モニタリングの実施

県、市町及び海岸管理者等は、回収事業等の実施結果を分析・検証を行い、今後の回収事業の効率化等に努め、広く県民に周知する。

2 災害等の緊急時における連絡体制等

県、市町及び海岸管理者等は、災害等により大量の海岸漂着物の発生や危険物が漂着した場合、長崎県地域防災計画における廃棄物の処理及び連絡体制に準じて対応する。

なお、災害等に起因せず、大量の海岸漂着物等が漂着した場合は、速やかに情報収集に努め、下記による連絡体制により県民への周知並びに適切な処理を実施する。

(漂着状況の連絡体制)

1 海岸管理者等(県、市町等の状況確認者を含む。)は、大量の海岸漂着物、海岸漂着危険物の状況(場所・発見日時・種類・数量・中身の有無等)を把握し、速やかに県廃棄物対策課へ報告する。

2 県廃棄物対策課は、その報告に基づき、関係機関へ情報提供する。

(住民への周知)

1 市町は住民に漂着状況を周知し、注意喚起(危険物を発見した場合、危険防止のため不用意に触れることなく県又は市町に連絡する等。)を行う。

(海岸漂着危険物の措置)

1 県又は市町は、可能な限り早期に海岸漂着危険物の措置を行う。

重点区域一覽

重点区域一覽表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況(2)				海岸保全 基本計画 番号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認め られる海岸	
有明海沿岸 - 1	諫早市	17					1
有明海沿岸 - 2	諫早市	5					2
有明海沿岸 - 3	諫早市	2					3
有明海沿岸 - 4	諫早市、雲仙市	11					4
有明海沿岸 - 5	雲仙市	6					5
有明海沿岸 - 6	雲仙市	4					6
有明海沿岸 - 7	雲仙市	6					7
有明海沿岸 - 8	島原市	23					15
有明海沿岸 - 9	南島原市	7					18
有明海沿岸 - 10	南島原市	5					19
有明海沿岸 - 11	南島原市	3					20
有明海沿岸 - 12	南島原市	6					21
有明海沿岸 - 13	南島原市	5					22
有明海沿岸 - 14	南島原市	4					23
有明海沿岸 - 15	南島原市	4					24
有明海沿岸 - 16	南島原市	4					25
有明海沿岸 - 17	南島原市	3					26
有明海沿岸 - 18	南島原市	6					27
有明海沿岸 - 19	南島原市	4					28
有明海沿岸 - 20	南島原市	10					29
有明海沿岸 - 21	南島原市	4					30
橘湾沿岸 - 1	南島原市	11			白浜海水浴場、前浜海水浴場		1
橘湾沿岸 - 2	雲仙市、南島原市	3					2
橘湾沿岸 - 3	雲仙市	11					4
橘湾沿岸 - 4	諫早市、雲仙市	13			千々石海水浴場		5
橘湾沿岸 - 5	諫早市	1			結の浜海水浴場		7
橘湾沿岸 - 6	長崎市、諫早市	24					8
橘湾沿岸 - 7	長崎市	1			川原海水浴場		11
橘湾沿岸 - 8	長崎市	17					13
橘湾沿岸 - 9	長崎市	1			脇岬海水浴場		14
西彼杵沿岸 - 1	長崎市	16			高浜海水浴場		1
西彼杵沿岸 - 2	長崎市	21					2
西彼杵沿岸 - 3	長崎市	11		高島	高島海水浴場		4
西彼杵沿岸 - 4	長崎市	12		伊王島、沖之島	伊王島海水浴場		5
西彼杵沿岸 - 5	長崎市	39					6
西彼杵沿岸 - 6	長崎市	32			白浜海水浴場		7
西彼杵沿岸 - 7	長崎市、西海市	25			雪浦海水浴場		9
西彼杵沿岸 - 8	西海市	17			尻久砂里海水浴場		10
西彼杵沿岸 - 9	西海市	28		松島、池島			11
西彼杵沿岸 - 10	西海市	11					12
西彼杵沿岸 - 11	西海市	19					13
西彼杵沿岸 - 12	西海市	21					14
西彼杵沿岸 - 13	西海市	72					15
西彼杵沿岸 - 14	西海市	23		平島			16
西彼杵沿岸 - 15	西海市	14		江ノ島			16
西彼杵沿岸 - 16	西海市	31					17
大村湾沿岸 - 1	川棚町	1			大崎海水浴場		5
大村湾沿岸 - 2	長崎市、西海市	31					21
松浦沿岸 - 1	佐世保市	72			白浜海水浴場		5
松浦沿岸 - 2	佐世保市、佐々町	28					6
松浦沿岸 - 3	佐世保市	156					7
松浦沿岸 - 4	佐世保市	28					8
松浦沿岸 - 5	平戸市	16					9
松浦沿岸 - 6	平戸市	7					10
松浦沿岸 - 7	平戸市、松浦市	21					11
松浦沿岸 - 8	松浦市	29					12
松浦沿岸 - 9	松浦市	5					13
松浦沿岸 - 10	松浦市	53		飛島			14

重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況(2)				海岸保全 基地域 計画 番号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認め られる海岸	
松浦沿岸 - 11	松浦市	57		鷹島、黒島、青島			15
松浦沿岸 - 12	平戸市	53		大島、度島			16
松浦沿岸 - 13	平戸市	14		平戸島			17
松浦沿岸 - 14	平戸市	31		平戸島			18
松浦沿岸 - 15	平戸市	43		平戸島	千里ヶ浜海水浴場		19
松浦沿岸 - 16	平戸市	40		平戸島、高島			20
松浦沿岸 - 17	平戸市	46		平戸島			21
松浦沿岸 - 18	平戸市	24		平戸島	根獅子の浜海水浴場		22
松浦沿岸 - 19	平戸市	8		生月島			23
松浦沿岸 - 20	平戸市	8		生月島			24
松浦沿岸 - 21	平戸市	17		生月島			25
松浦沿岸 - 22	佐世保市	26		高島			-
松浦沿岸 - 23	佐世保市	13		黒島			-
五島沿岸 - 1	佐世保市	53		宇久島、寺島			1
五島沿岸 - 2	小値賀町	82		小値賀島、斑島、納島、大島、黒島			2
五島沿岸 - 3	小値賀町	22		野崎島、六島			3
五島沿岸 - 4	新上五島町	33		中通島			4
五島沿岸 - 5	新上五島町	29		中通島			5
五島沿岸 - 6	新上五島町	21		中通島			6
五島沿岸 - 7	新上五島町	27		中通島、頭ヶ島			7
五島沿岸 - 8	新上五島町	19		中通島			8
五島沿岸 - 9	新上五島町	32		中通島			9
五島沿岸 - 10	新上五島町	31		中通島			10
五島沿岸 - 11	新上五島町	62		中通島			11
五島沿岸 - 12	新上五島町	41		中通島			12
五島沿岸 - 13	新上五島町	26		中通島			13
五島沿岸 - 14	新上五島町	21		中通島			14
五島沿岸 - 15	新上五島町	25		若松島			15
五島沿岸 - 16	新上五島町	35		若松島			16
五島沿岸 - 17	新上五島町	30		若松島			17
五島沿岸 - 18	新上五島町	39		漁生浦島、有福島、日ノ島			18
五島沿岸 - 19	五島市	18		奈留島			19
五島沿岸 - 20	五島市	16		奈留島			20
五島沿岸 - 21	五島市	18		奈留島、前島			21
五島沿岸 - 22	五島市	37		奈留島			22
五島沿岸 - 23	五島市	22		久賀島			23
五島沿岸 - 24	五島市	19		久賀島			24
五島沿岸 - 25	五島市	21		久賀島			25
五島沿岸 - 26	五島市	37		椛島			26
五島沿岸 - 27	五島市	27		福江島			27
五島沿岸 - 28	五島市	15		福江島			28
五島沿岸 - 29	五島市	22		福江島			29
五島沿岸 - 30	五島市	5		福江島			30
五島沿岸 - 31	五島市	17		福江島			31
五島沿岸 - 32	五島市	12		福江島			32
五島沿岸 - 33	五島市	21		鳥山島	香珠子海水浴場		33
五島沿岸 - 34	五島市	20		赤島、黄島、黒島			34
五島沿岸 - 35	五島市	18		福江島			35
五島沿岸 - 36	五島市	31		福江島			36
五島沿岸 - 37	五島市	61		福江島			37
五島沿岸 - 38	五島市	13		福江島			38
五島沿岸 - 39	五島市	8		福江島			39
五島沿岸 - 40	五島市	10		嵯峨島			40
五島沿岸 - 41	五島市	24		福江島	高浜海水浴場		41
五島沿岸 - 42	五島市	28		福江島			42
五島沿岸 - 43	五島市	7		福江島			43

重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況(2)				海岸保全 基本 地域 番号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認め られる海岸	
五島沿岸 - 44	五島市	19		福江島			44
壱岐沿岸 - 1	壱岐市	15		壱岐島			1
壱岐沿岸 - 2	壱岐市	6		壱岐島			2
壱岐沿岸 - 3	壱岐市	6		壱岐島			3
壱岐沿岸 - 4	壱岐市	7		壱岐島			4
壱岐沿岸 - 5	壱岐市	13		壱岐島			5
壱岐沿岸 - 6	壱岐市	15		壱岐島	筒城浜海水浴場、大浜海水浴場、錦浜海水浴場		6
壱岐沿岸 - 7	壱岐市	10		壱岐島			7
壱岐沿岸 - 8	壱岐市	15		壱岐島			8
壱岐沿岸 - 9	壱岐市	15		壱岐島			9
壱岐沿岸 - 10	壱岐市	13		壱岐島			10
壱岐沿岸 - 11	壱岐市	19		壱岐島			11
壱岐沿岸 - 12	壱岐市	11		壱岐島			12
壱岐沿岸 - 13	壱岐市	19		壱岐島			13
壱岐沿岸 - 14	壱岐市	8		壱岐島			14
壱岐沿岸 - 15	壱岐市	15		壱岐島	辰島海水浴場		15
壱岐沿岸 - 16	壱岐市	18		原島、長島、大島			16
壱岐沿岸 - 17	壱岐市	6		若宮島			-
対馬沿岸 - 1	対馬市	42		対馬島			1
対馬沿岸 - 2	対馬市	23		対馬島			2
対馬沿岸 - 3	対馬市	48		対馬島			3
対馬沿岸 - 4	対馬市	39		対馬島			4
対馬沿岸 - 5	対馬市	49		対馬島			5
対馬沿岸 - 6	対馬市	40		対馬島			6
対馬沿岸 - 7	対馬市	123		対馬島、沖ノ島、赤島			7
対馬沿岸 - 8	対馬市	37		対馬島	美津島海水浴場		8
対馬沿岸 - 9	対馬市	25		対馬島			9
対馬沿岸 - 10	対馬市	24		対馬島			10
対馬沿岸 - 11	対馬市	35		対馬島			11
対馬沿岸 - 12	対馬市	114		対馬島			12
対馬沿岸 - 13	対馬市	8		対馬島			13
対馬沿岸 - 14	対馬市	46		対馬島			14
対馬沿岸 - 15	対馬市	113		対馬島			15
対馬沿岸 - 16	対馬市	16		対馬島、鳥山島			16
対馬沿岸 - 17	対馬市	21		対馬島			17
対馬沿岸 - 18	対馬市	24		対馬島			18
対馬沿岸 - 19	対馬市	62		対馬島			19
対馬沿岸 - 20	対馬市	1		対馬島			20
対馬沿岸 - 21	対馬市	14		対馬島			21
対馬沿岸 - 22	対馬市	38		対馬島			22
合計		3,767					

1：図面上での計算延長であり、実際の延長と異なる場合がある。(1km未満は切り上げ)また、海水浴場は1kmとしている。

2：県選定基準区分2の状況。

上記海岸延長のうち、国、県又は市町管理海岸等のみ。

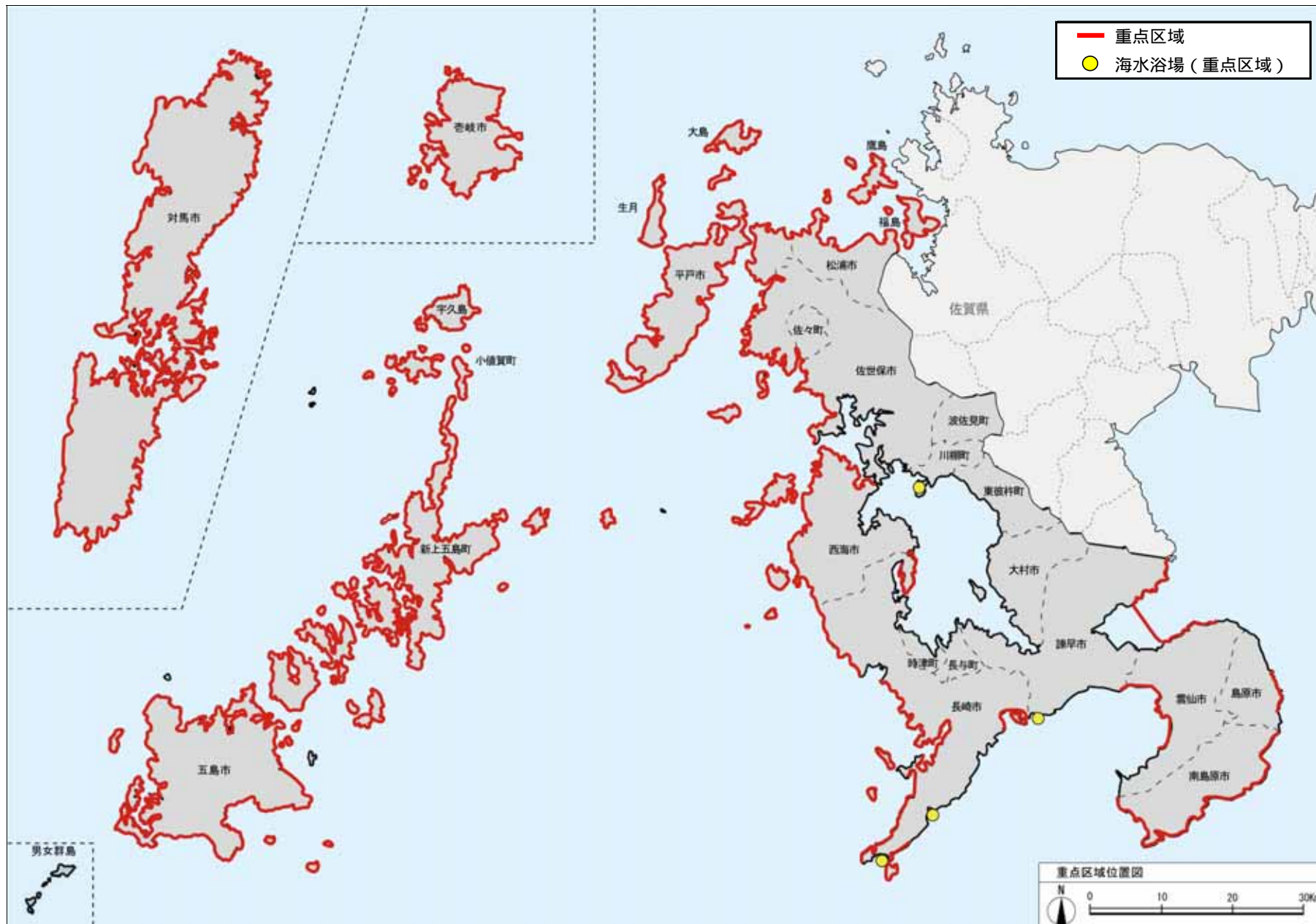
(内訳1)

海岸区分	箇所数	海岸延長(km)
有明海沿岸	21	139
橘湾沿岸	9	82
西彼杵沿岸	16	392
大村湾沿岸	2	32
松浦沿岸	23	795
五島沿岸	44	1,174
壱岐沿岸	17	211
対馬沿岸	22	942
合計	154	3,767

(内訳2)

海岸区分	箇所数	海岸延長(km)
本土	71	1,440
離島	83	2,327
合計	154	3,767

「離島」とは、五島沿岸、壱岐沿岸、対馬沿岸の数値の計。



重点区域位置图 (長崎県全体)

【 1 有明海沿岸】



図 - 1 有明海沿岸重点区域位置図

表 - 1 有明海沿岸重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況 (2)				海岸保全 基本計画 番号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認めら れる海岸	
有明海沿岸 - 1	諫早市	17					1
有明海沿岸 - 2	諫早市	5					2
有明海沿岸 - 3	諫早市	2					3
有明海沿岸 - 4	諫早市、雲仙市	11					4
有明海沿岸 - 5	雲仙市	6					5
有明海沿岸 - 6	雲仙市	4					6
有明海沿岸 - 7	雲仙市	6					7
有明海沿岸 - 8	島原市	23					15
有明海沿岸 - 9	南島原市	7					18
有明海沿岸 - 10	南島原市	5					19
有明海沿岸 - 11	南島原市	3					20
有明海沿岸 - 12	南島原市	6					21
有明海沿岸 - 13	南島原市	5					22
有明海沿岸 - 14	南島原市	4					23
有明海沿岸 - 15	南島原市	4					24
有明海沿岸 - 16	南島原市	4					25
有明海沿岸 - 17	南島原市	3					26
有明海沿岸 - 18	南島原市	6					27
有明海沿岸 - 19	南島原市	4					28
有明海沿岸 - 20	南島原市	10					29
有明海沿岸 - 21	南島原市	4					30
合計		139					

1 : 図面上での計算延長であり、実際の延長と異なる場合がある。(1km未满是切り上げ) また、海水浴場は1kmとしている。

2 : 県選定基準区分2の状況。

【 2 橘湾沿岸】

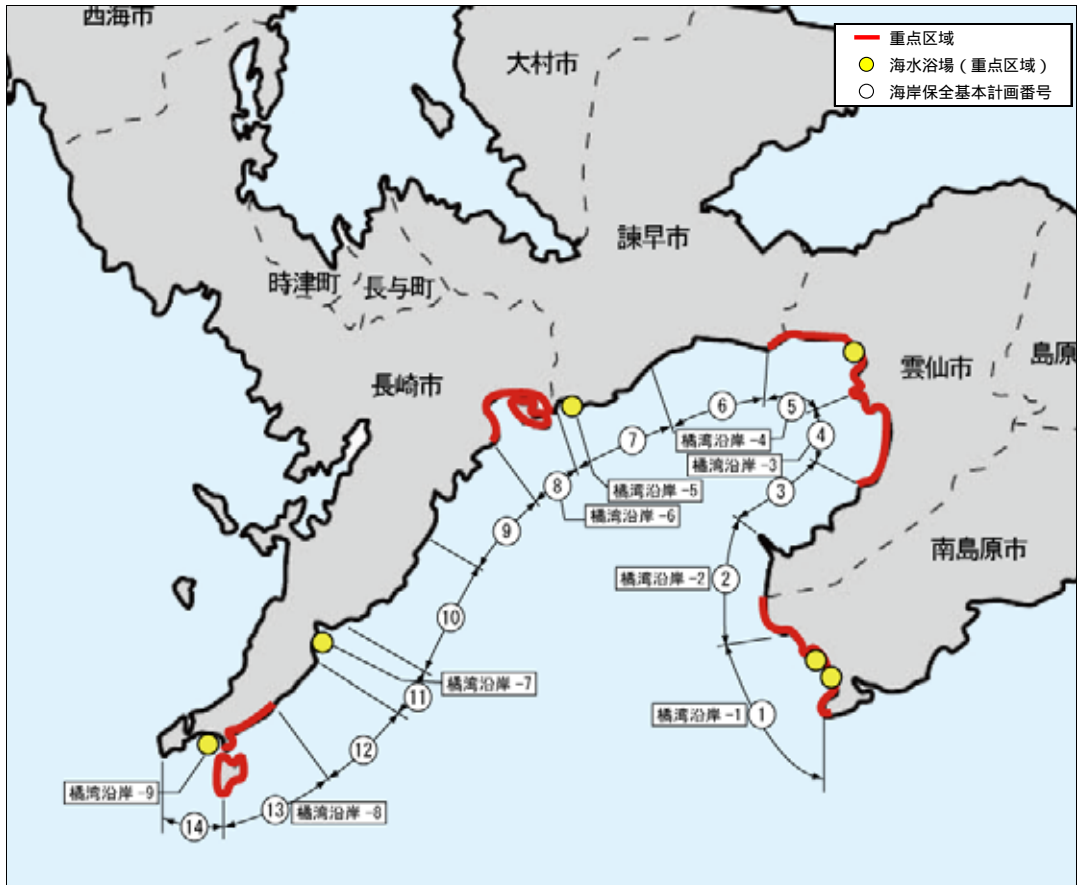


図 - 2 橘湾沿岸重点区域位置図

表 - 2 橘湾沿岸重点区域一覽表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況 (2)				海岸保全 基本 地域 番号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認めら れる海岸	
橘湾沿岸 - 1	南島原市	11			白浜海水浴場、前浜海水浴場		1
橘湾沿岸 - 2	雲仙市、南島原市	3					2
橘湾沿岸 - 3	雲仙市	11					4
橘湾沿岸 - 4	諫早市、雲仙市	13			千々石海水浴場		5
橘湾沿岸 - 5	諫早市	1			結の浜海水浴場		7
橘湾沿岸 - 6	長崎市、諫早市	24					8
橘湾沿岸 - 7	長崎市	1			川原海水浴場		11
橘湾沿岸 - 8	長崎市	17					13
橘湾沿岸 - 9	長崎市	1			脇岬海水浴場		14
合計		82					

1 : 図面上での計算延長であり、実際の延長と異なる場合がある。(1km未满是切り上げ) また、海水浴場は1kmとしている。

2 : 県選定基準区分2の状況。

【 3 西彼杵沿岸】

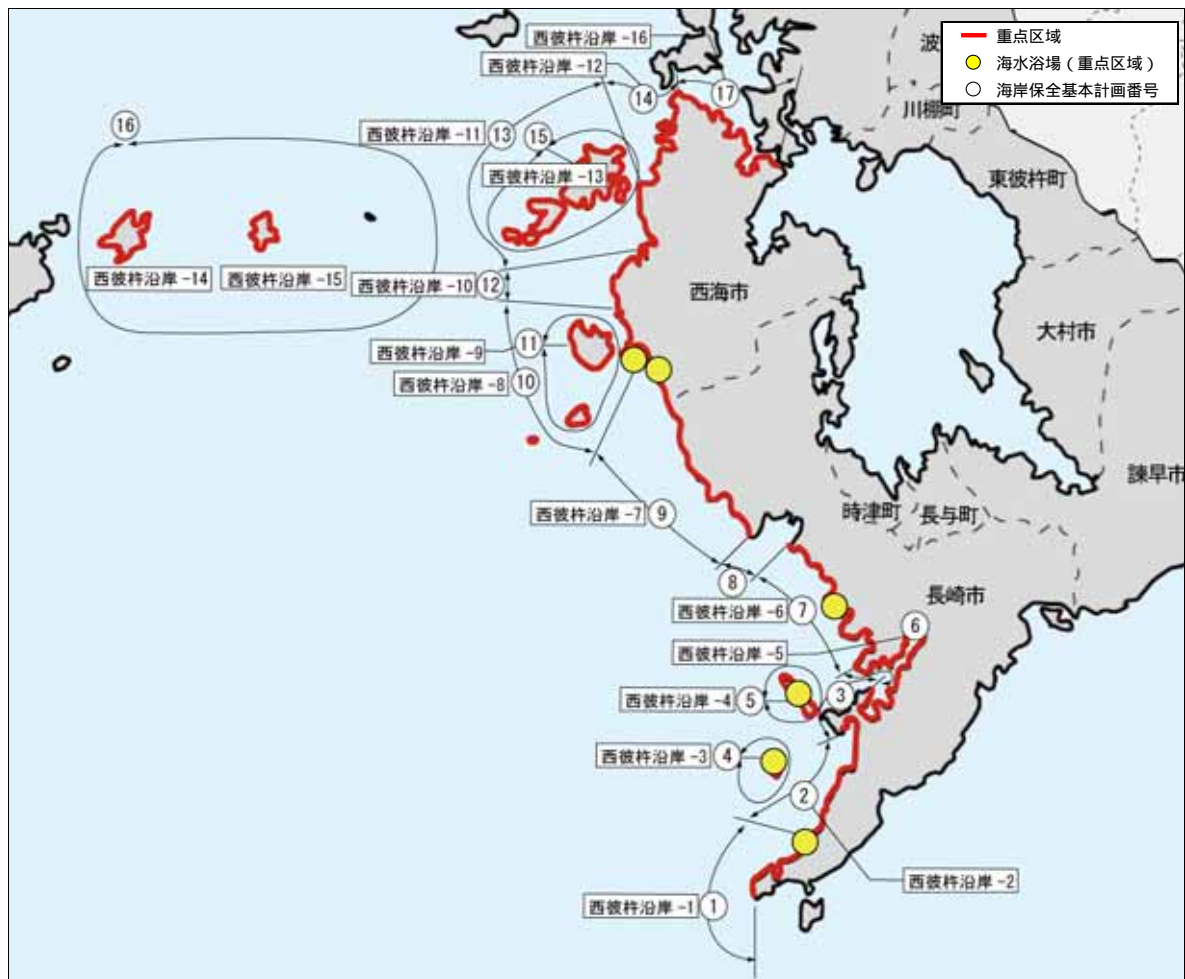


図 - 3 西彼杵沿岸重点区域位置図

表 - 3 西彼杵沿岸重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況 (2)				海岸保全 基本計画 地域番号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認めら れる海岸	
西彼杵沿岸 - 1	長崎市	16			高浜海水浴場		1
西彼杵沿岸 - 2	長崎市	21					2
西彼杵沿岸 - 3	長崎市	11		高島	高島海水浴場		4
西彼杵沿岸 - 4	長崎市	12		伊王島、沖之島	伊王島海水浴場		5
西彼杵沿岸 - 5	長崎市	39					6
西彼杵沿岸 - 6	長崎市	32			白浜海水浴場		7
西彼杵沿岸 - 7	長崎市、西海市	25			雪浦海水浴場		9
西彼杵沿岸 - 8	西海市	17			尻久砂里海水浴場		10
西彼杵沿岸 - 9	西海市	28		松島、池島			11
西彼杵沿岸 - 10	西海市	11					12
西彼杵沿岸 - 11	西海市	19					13
西彼杵沿岸 - 12	西海市	21					14
西彼杵沿岸 - 13	西海市	72					15
西彼杵沿岸 - 14	西海市	23		平島			16
西彼杵沿岸 - 15	西海市	14		江ノ島			16
西彼杵沿岸 - 16	西海市	31					17
合計		392					

1：図面上での計算延長であり、実際の延長と異なる場合がある。(1km未満は切り上げ)また、海水浴場は1kmとしている。

2：県選定基準区分2の状況。

【 4 大村湾沿岸】

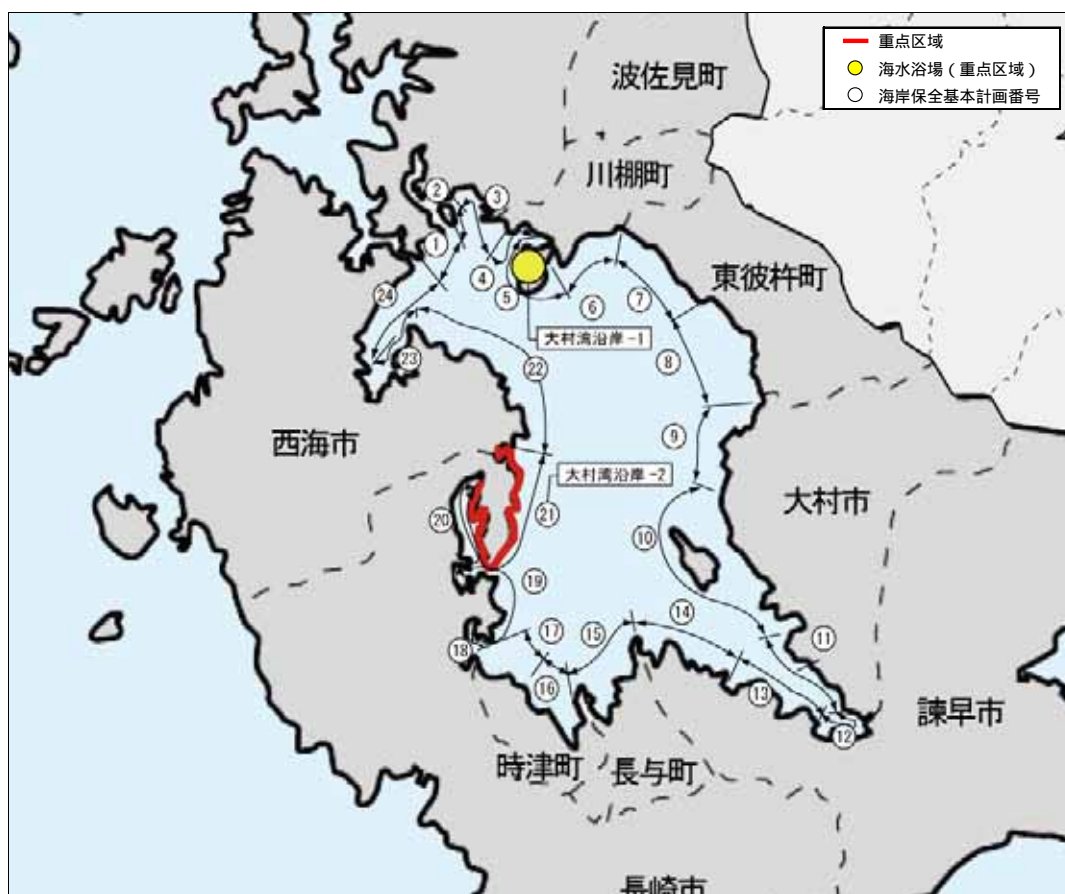


図 - 4 大村湾沿岸重点区域位置図

表 - 4 大村湾沿岸重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況 (2)				海岸基本 計画 地域 番号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認めら れる海岸	
大村湾沿岸 - 1	川棚町	1			大崎海水浴場	5	
大村湾沿岸 - 2	長崎市、西海市	31				21	
合計		32					

1：図面上での計算延長であり、実際の延長と異なる場合がある。(1km未満は切り上げ)また、海水浴場は1kmとしている。

2：県選定基準区分2の状況。

【 5 松浦沿岸】

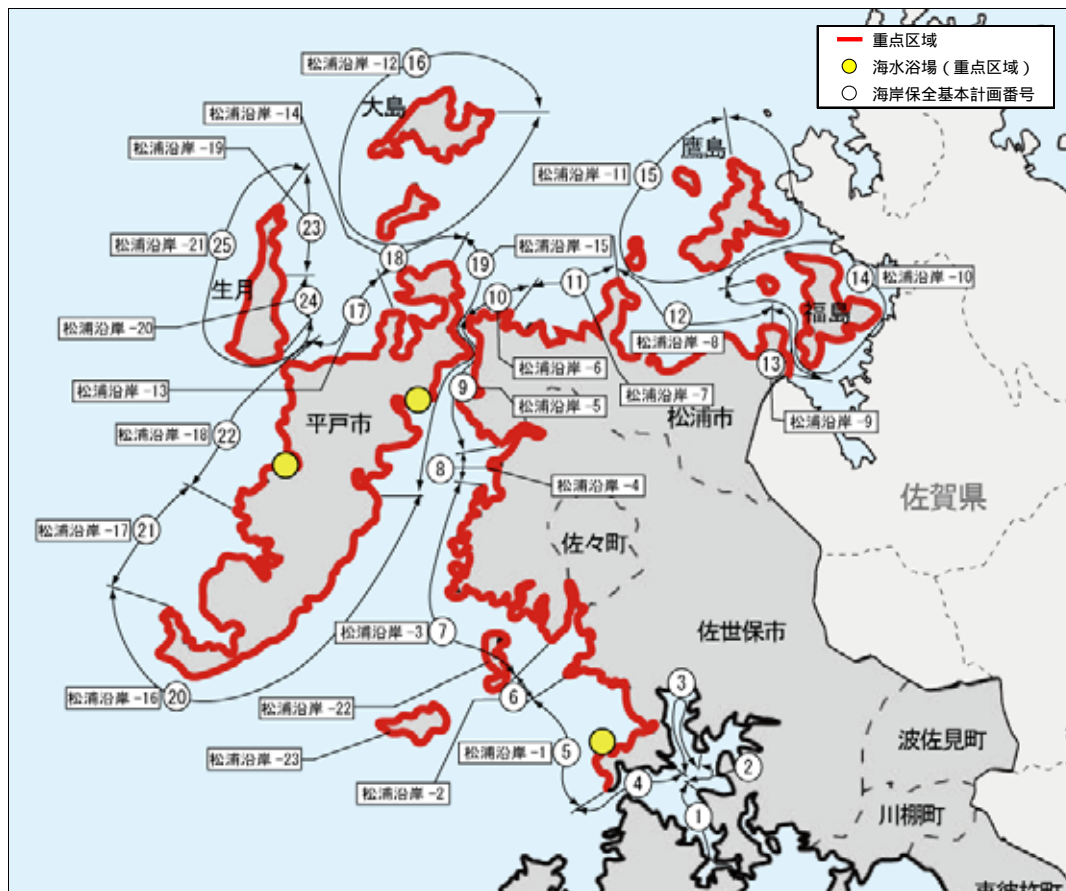


図 - 5 松浦沿岸重点区域位置図

表 - 5 松浦沿岸重点区域一覽表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況 (2)				海岸保 全 計 画 番 号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認めら れる海岸	
松浦沿岸 - 1	佐世保市	72			白浜海水浴場	5	
松浦沿岸 - 2	佐世保市、佐々町	28				6	
松浦沿岸 - 3	佐世保市	156				7	
松浦沿岸 - 4	佐世保市	28				8	
松浦沿岸 - 5	平戸市	16				9	
松浦沿岸 - 6	平戸市	7				10	
松浦沿岸 - 7	平戸市、松浦市	21				11	
松浦沿岸 - 8	松浦市	29				12	
松浦沿岸 - 9	松浦市	5				13	
松浦沿岸 - 10	松浦市	53		飛島		14	
松浦沿岸 - 11	松浦市	57		鷹島、黒島、青島		15	
松浦沿岸 - 12	平戸市	53		大島、度島		16	
松浦沿岸 - 13	平戸市	14		平戸島		17	
松浦沿岸 - 14	平戸市	31		平戸島		18	
松浦沿岸 - 15	平戸市	43		平戸島	千里ヶ浜海水浴場	19	
松浦沿岸 - 16	平戸市	40		平戸島、高島		20	
松浦沿岸 - 17	平戸市	46		平戸島		21	
松浦沿岸 - 18	平戸市	24		平戸島	根獅子の浜海水浴場	22	
松浦沿岸 - 19	平戸市	8		生月島		23	
松浦沿岸 - 20	平戸市	8		生月島		24	
松浦沿岸 - 21	平戸市	17		生月島		25	
松浦沿岸 - 22	佐世保市	26		高島		-	
松浦沿岸 - 23	佐世保市	13		黒島		-	
合計		795					

1 : 図面上での計算延長であり、実際の延長と異なる場合がある。(1km未满是切り上げ) また、海水浴場は1kmとしている。

2 : 県選定基準区分2の状況。

【 6 五島沿岸】

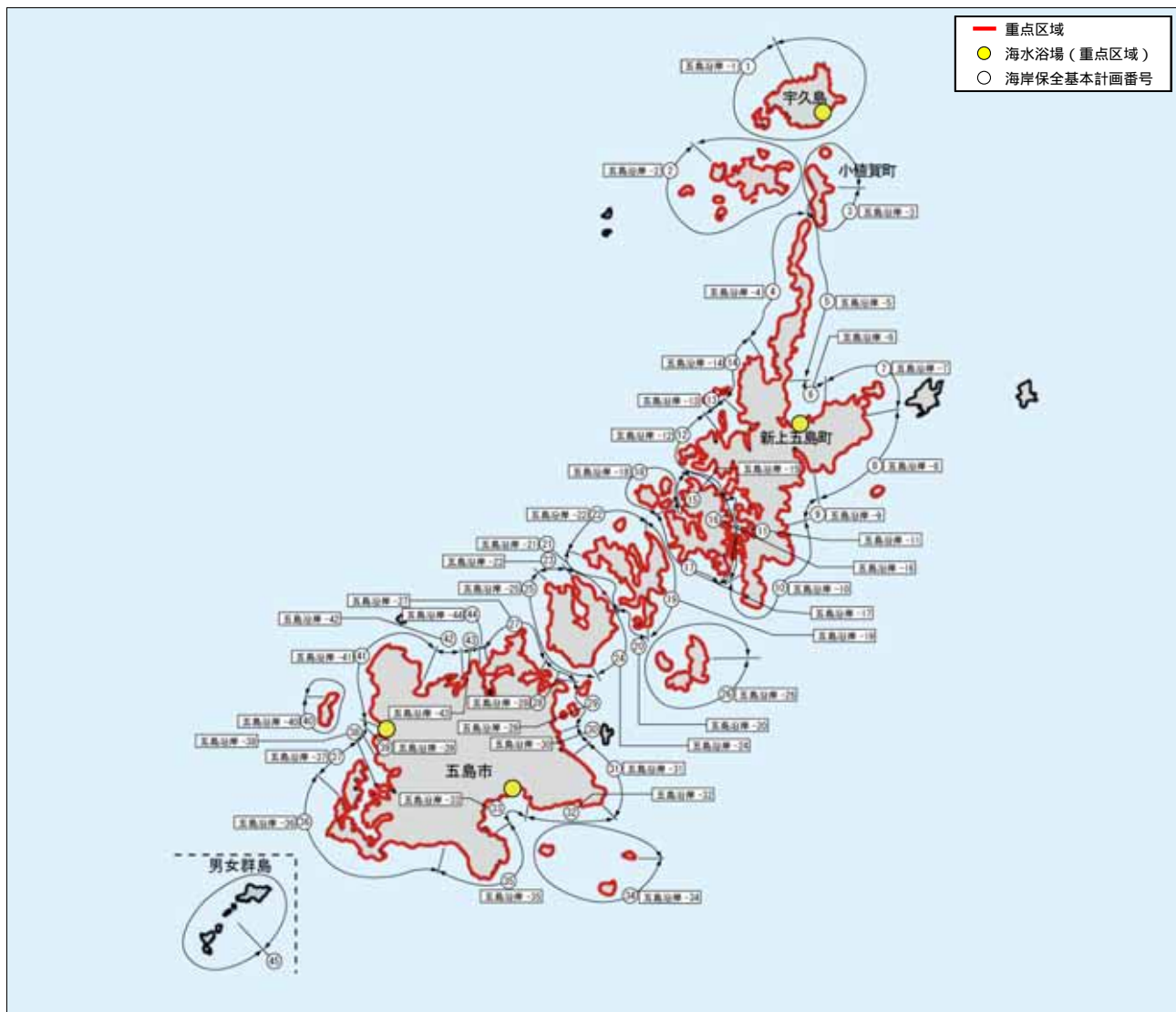


図 - 6 五島沿岸重点区域位置図

- 1 : 図面上での計算延長であり、実際の延長と異なる場合がある。(1km 未満は切り上げ) また、海水浴場は 1km としている。
- 2 : 県選定基準区分 2 の状況。

表 - 6 五島沿岸重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況(2)				海岸保 基地 本計 番号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認めら れる海岸	
五島沿岸 - 1	佐世保市	53		宇久島、寺島			1
五島沿岸 - 2	小値賀町	82		小値賀島、斑島、納島、大島、黒島			2
五島沿岸 - 3	小値賀町	22		野崎島、六島			3
五島沿岸 - 4	新上五島町	33		中通島			4
五島沿岸 - 5	新上五島町	29		中通島			5
五島沿岸 - 6	新上五島町	21		中通島			6
五島沿岸 - 7	新上五島町	27		中通島、頭ヶ島			7
五島沿岸 - 8	新上五島町	19		中通島			8
五島沿岸 - 9	新上五島町	32		中通島			9
五島沿岸 - 10	新上五島町	31		中通島			10
五島沿岸 - 11	新上五島町	62		中通島			11
五島沿岸 - 12	新上五島町	41		中通島			12
五島沿岸 - 13	新上五島町	26		中通島			13
五島沿岸 - 14	新上五島町	21		中通島			14
五島沿岸 - 15	新上五島町	25		若松島			15
五島沿岸 - 16	新上五島町	35		若松島			16
五島沿岸 - 17	新上五島町	30		若松島			17
五島沿岸 - 18	新上五島町	39		漁生浦島、有福島、日ノ島			18
五島沿岸 - 19	五島市	18		奈留島			19
五島沿岸 - 20	五島市	16		奈留島			20
五島沿岸 - 21	五島市	18		奈留島、前島			21
五島沿岸 - 22	五島市	37		奈留島			22
五島沿岸 - 23	五島市	22		久賀島			23
五島沿岸 - 24	五島市	19		久賀島			24
五島沿岸 - 25	五島市	21		久賀島			25
五島沿岸 - 26	五島市	37		椀島			26
五島沿岸 - 27	五島市	27		福江島			27
五島沿岸 - 28	五島市	15		福江島			28
五島沿岸 - 29	五島市	22		福江島			29
五島沿岸 - 30	五島市	5		福江島			30
五島沿岸 - 31	五島市	17		福江島			31
五島沿岸 - 32	五島市	12		福江島			32
五島沿岸 - 33	五島市	21		鳥山島	香珠子海水浴場		33
五島沿岸 - 34	五島市	20		赤島、黄島、黒島			34
五島沿岸 - 35	五島市	18		福江島			35
五島沿岸 - 36	五島市	31		福江島			36
五島沿岸 - 37	五島市	61		福江島			37
五島沿岸 - 38	五島市	13		福江島			38
五島沿岸 - 39	五島市	8		福江島			39
五島沿岸 - 40	五島市	10		嵯峨島			40
五島沿岸 - 41	五島市	24		福江島	高浜海水浴場		41
五島沿岸 - 42	五島市	28		福江島			42
五島沿岸 - 43	五島市	7		福江島			43
五島沿岸 - 44	五島市	19		福江島			44
合計		1,174					

1 : 図面上での計算延長であり、実際の延長と異なる場合がある。(1km未满是切り上げ)また、海水浴場は1kmとしている。

2 : 県選定基準区分2の状況。

【 7 沓岐沿岸】



図 - 7 沓岐沿岸重点区域位置図

表 - 7 沓岐沿岸重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況 (2)				海岸保全 基本計画 番号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認めら れる海岸	
沓岐沿岸 - 1	沓岐市	15		沓岐島			1
沓岐沿岸 - 2	沓岐市	6		沓岐島			2
沓岐沿岸 - 3	沓岐市	6		沓岐島			3
沓岐沿岸 - 4	沓岐市	7		沓岐島			4
沓岐沿岸 - 5	沓岐市	13		沓岐島			5
沓岐沿岸 - 6	沓岐市	15		沓岐島	筒城浜海水浴場、大浜海水 浴場、錦浜海水浴場		6
沓岐沿岸 - 7	沓岐市	10		沓岐島			7
沓岐沿岸 - 8	沓岐市	15		沓岐島			8
沓岐沿岸 - 9	沓岐市	15		沓岐島			9
沓岐沿岸 - 10	沓岐市	13		沓岐島			10
沓岐沿岸 - 11	沓岐市	19		沓岐島			11
沓岐沿岸 - 12	沓岐市	11		沓岐島			12
沓岐沿岸 - 13	沓岐市	19		沓岐島			13
沓岐沿岸 - 14	沓岐市	8		沓岐島			14
沓岐沿岸 - 15	沓岐市	15		沓岐島	辰島海水浴場		15
沓岐沿岸 - 16	沓岐市	18		原島、長島、大 島			16
沓岐沿岸 - 17	沓岐市	6		若宮島			-
合計		211					

1：図面上での計算延長であり、実際の延長と異なる場合がある。(1km未満は切り上げ)また、海水浴場は1kmとしている。

2：県選定基準区分2の状況。

【 8 対馬沿岸】



図 - 8 対馬沿岸重点区域位置図

表 - 8 対馬沿岸重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況 (2)				海岸保全 基本計 画番号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認めら れる海岸	
対馬沿岸 - 1	対馬市	42		対馬島			1
対馬沿岸 - 2	対馬市	23		対馬島			2
対馬沿岸 - 3	対馬市	48		対馬島			3
対馬沿岸 - 4	対馬市	39		対馬島			4
対馬沿岸 - 5	対馬市	49		対馬島			5
対馬沿岸 - 6	対馬市	40		対馬島			6
対馬沿岸 - 7	対馬市	123		対馬島、沖ノ島、赤島			7
対馬沿岸 - 8	対馬市	37		対馬島	美津島海水浴場		8
対馬沿岸 - 9	対馬市	25		対馬島			9
対馬沿岸 - 10	対馬市	24		対馬島			10
対馬沿岸 - 11	対馬市	35		対馬島			11
対馬沿岸 - 12	対馬市	114		対馬島			12
対馬沿岸 - 13	対馬市	8		対馬島			13
対馬沿岸 - 14	対馬市	46		対馬島			14
対馬沿岸 - 15	対馬市	113		対馬島			15
対馬沿岸 - 16	対馬市	16		対馬島、鳥山島			16
対馬沿岸 - 17	対馬市	21		対馬島			17
対馬沿岸 - 18	対馬市	24		対馬島			18
対馬沿岸 - 19	対馬市	62		対馬島			19
対馬沿岸 - 20	対馬市	1		対馬島			20
対馬沿岸 - 21	対馬市	14		対馬島			21
対馬沿岸 - 22	対馬市	38		対馬島			22
合計		942					

1 : 図面上での計算延長であり、実際の延長と異なる場合がある。(1km未満は切り上げ)また、海水浴場は1kmとしている。

2 : 県選定基準区分2の状況。